

松山市事業承継利子補助金のご案内（日本政策金融公庫分）

（株）日本政策金融公庫から事業承継のために必要な資金の融資を受け、市内で事業を承継する事業者等に対し、利子補助金を交付します。

<松山市事業承継利子補助金の概要>

- 対象者 : 次の要件を満たすもの
 - ① **日本政策金融公庫（国民生活事業）** の融資制度のうち、以下のいずれかの資金の利用者であること
 - 「事業承継・集約・活性化支援資金」
 - 「生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金」
 - ② 市内に住所を有する個人又は本店を有する法人であること
 - ③ 市税を滞納していないこと
 - ④ 融資に係る事業が継続していること
- 補助率 : **年1.0%以内**（1円未満切り捨て）
- 対象期間 : **2年間**

<利子補助金申請の流れ>

日本政策金融公庫に融資の申し込みをしてください

融資の実行

予定届を松山市に提出してください

融資の返済

毎年**2月末までに**交付申請書を松山市に提出してください
（1月～12月返済分）

交付の決定

利子補助金交付

<必要書類>

【融資が実行された後】に提出していただく書類】

- 松山市事業承継利子補助金交付申請予定届(様式第1号)
- (株)日本政策金融公庫が作成した支払額明細書(コピー)
- 個人の場合：運転免許証等の本人確認書類もしくは、
住民票(3か月以内に発行されたもので写し可)
- 法人の場合：法人登記事項証明書(3か月以内に発行されたもので写し可)
- 事業の内容が分かる書類

【交付申請時】に提出していただく書類】

- 松山市事業承継利子補助金交付申請書(様式第2号)
- (株)日本政策金融公庫が作成した利息支払証明書
- 同意書
- 誓約書
- 請求書
- 確認書

<書類提出先>

松山市役所 本館8階 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

<注意事項>

- 補助金の交付時に、融資の対象となる事業が継続していること及び、市税を完納していることが必要になります。
- 申請期間は原則、1月～2月末までとし、3月以降の申請はできません。
(期間内に申請がなかった場合は補助金の支払いを行いません)
- 提出書類に不備等があれば、再提出を求めることがあります。
- 補助金の交付は、交付申請受付後、各種の審査等を行い、
5月末までに松山市から申請者へ口座振替により交付します。

<お問合せ先>

- ◆ 松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課 (利子補助の内容について)
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
TEL: 089-948-6783 FAX: 089-934-1844
- ◆ 日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 (融資の内容について)
TEL: 089-941-6148